

## 資 料

# 日本の排他的経済水域およびその周辺海域において 操業される大臣許可漁業のうち8漁業種類の操業区域

三浦雅大\*<sup>§</sup>・遠藤紀之\*

## The Operation Areas for Eight Types of Minister Licensed Fisheries Operated in Japan's Exclusive Economic Zone and its Adjacent Waters

Masao Miura\*<sup>§</sup> and Noriyuki Endo\*

**要約:** 今後、我が国では領海を越えたEEZ（排他的経済水域）へ洋上風力発電事業が進出し、沖合で操業される漁業との海域利用に関する調整が必要となると予想される。そのため、これらの漁業の操業区域を把握しておくことが必要であるが、漁業種類によっては操業区域を明示した資料がない、存在しても古い資料しかない、あるいは非公開である等、各漁業種類の操業区域をとりまとめた資料はほとんどない。そこで、本稿では、沖合で操業される大臣許可漁業のうち、日本のEEZ内とその周辺海域が主な漁場となり、比較的経営体数が多く調整の必要性が高いと考えられる8漁業種類について、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」等の記載に基づいて、各漁業の操業区域図を作成した。

**キーワード:** 洋上風力発電, 大臣許可漁業, 操業区域, 排他的経済水域

**Abstract:** In the future, offshore wind farms are expected to extend beyond Japan's territorial waters into its exclusive economic zone (EEZ), making it necessary to coordinate the use of these waters with fisheries operated offshore. Accordingly, it is essential to understand the spatial extent of these fishing operations. However, few documents currently illustrate their operation areas, for example, there are no documents that clearly state the operating areas for some types of fisheries, or even if there are, the documents are old or not publicly available. This paper presents a diagram showing the operation areas of eight types of minister licensed offshore fisheries operated primarily within Japan's EEZ and its adjacent waters, that have a relatively large number of operators and are considered to be in high need of coordination of these waters use, primarily based on "Ministerial Order on the Permission, Regulation, Etc. of Fisheries".

**Key words:** offshore wind farm, minister-licensed fisheries, fishing areas, exclusive economic zone

### まえがき

2050年カーボンニュートラルの実現のための方策の一つとして、洋上風力発電の導入促進のため、2019年4月に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）が施行された。さらに、事業区域を沖合海域へと拡大するため、2025年3月に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係

る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、2025年6月に改正法である「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」が公布された。このような法整備に後押しされ、今後、領海を越えた排他的経済水域（EEZ）への洋上風力発電事業の進出が予想されるが、その場合、沖合で操業される大臣許可漁業や県知事許可漁業との調整が不可欠となる。そのためには、これらの漁業の操業区域を把握して

(2025年11月10日受付, 2026年1月14日受理)

\* 公益財団法人海洋生物環境研究所 中央研究所 (〒299-5105 千葉県夷隅郡御宿町岩和田300)

§ E-mail: m-miura@kaiseiken.or.jp

おくことが必要であるが、漁業種類によっては操業区域を明示した資料がない場合があり、存在しても古い資料である、あるいは非公開である等、各漁業種類の操業区域をとりまとめた資料はほとんどない。そこで、本資料では、主に日本のEEZの範囲内およびその周辺海域において操業され、比較的経営体数が多いため調整の必要性が高い大臣許可漁業8種類について、「漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）」（以下、許可省令と表記する）等の記載に基づき、操業区域図を作成した。

### 操業区域図の作成方法

本稿では以下の漁業8種類について操業区域および操業禁止区域を作図した。

- ・ 沖合底びき網漁業
- ・ 東シナ海はえ縄漁業
- ・ 大中型まき網漁業
- ・ かじき等流し網漁業（および東シナ海等かじき等流し網漁業）
- ・ かつお・まぐろ漁業
- ・ 北太平洋さんま漁業
- ・ ずわいがに漁業
- ・ いか釣り漁業

基本的に許可省令の記載に基づいて作図したが、水産庁のウェブページ「大臣許可漁業の許可に関する情報の公開について」において公表されている大臣許可漁業の許可船名簿（以下、許可船名簿という）に記載されている情報も適宜取り入れた。特に、許可省令に操業区域の記載がない漁業種類（大中型まき網漁業、かつお・まぐろ漁業、いか釣り漁業）のうち、大中型まき網漁業、かつお・まぐろ漁業については、許可船名簿の記載に基づいて作図した。いか釣り漁業については許可船名簿にも操業区域が示されていないので、許可省令に記載されている操業禁止区域のみを図示した。原則的に、操業区域については、操業期間が限定されているか否かを問わず操業が可能な海域を、操業禁止区域については周年に亘って操業が禁止されている海域を示したが、図が煩雑になり過ぎない限りにおいては、その他の情報（時期的に操業が禁止されている範囲等）も示した。また、作図範囲については、日本のEEZを包含する北緯15°～50°、東経120°～160°の範囲とし、必要に応じて細部を拡大して示した。

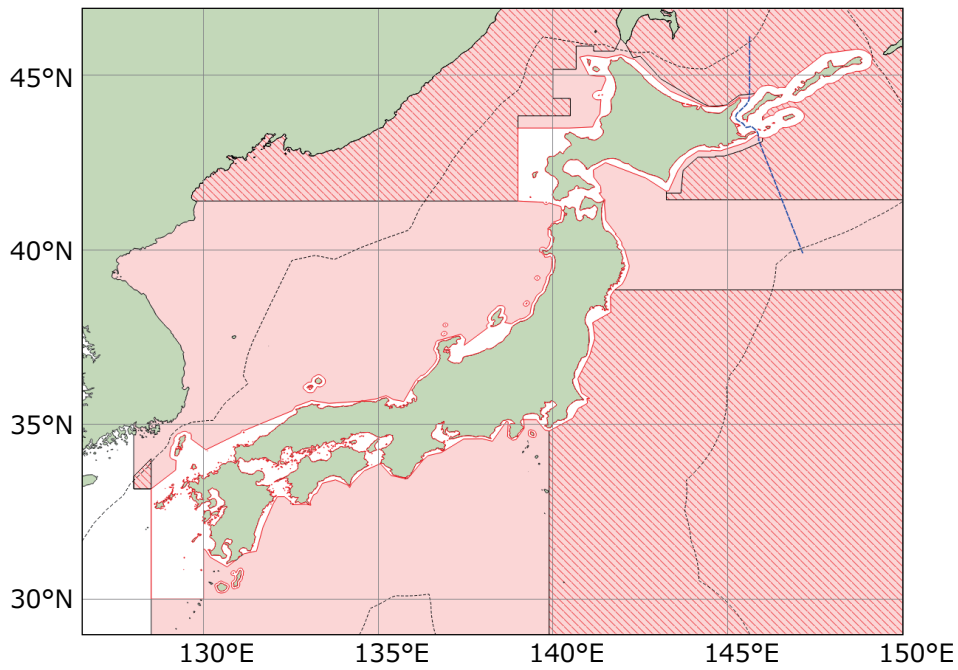
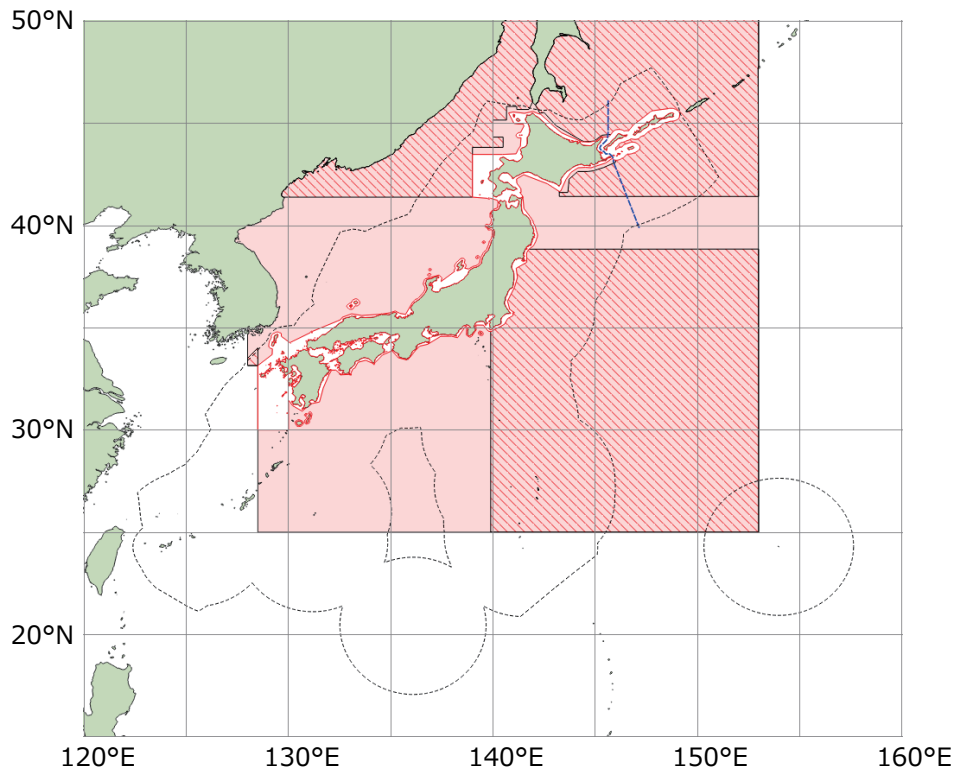
作図には、フリーソフトのQGIS ver. 3.40を用いた。地理座標系のWGS 84を参照座標系の基本とし、距離の指定に基づいて作図する場合は、投影座標系のJGD2000に変換して作業した。陸地および海洋のデータについては、Natural Earthが提供している1:10m Physical Vectorsを、EEZについてはFlanders Marine InstituteのEEZ\_Land\_v3\_202030を、等水深線については日本水路協会の海底地形デジタルデータM7000シリーズを利用した。また、海の境界については、基本的に「Limits of Oceans and Seas 3rd edition」(IHO, 1953)を参考にした。

### 漁業種類毎の操業区域図

**沖合底びき網漁業** 沖合底びき網漁業は、許可省令の別表第一沖合底びき網漁業の項により指定される海域において、総トン数15トン（許可省令の別表第二により指定される一部の海域において、ほたてがいをとることを目的とする場合にあつては、総トン数20トン）以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業である。許可省令の別表第一により指定される海域を図示すると第1図の①のようになる。なお、許可船名簿によると、操業区域は北海道区、太平洋北区、太平洋中区、太平洋南区、日本海北区、日本海西区に大きく区分され、さらに細かく40以上の区域に区分されている。また、操業区域のうち、同省令別表第四の三により指定される範囲（第1図の②の範囲）以外の海域では、網口開口板を使用した操業（オッターロール）は禁止されている。網口開口板の使用が許可されているのは、主に操業区域の北側の日本海、太平洋、オホーツク海および南東側の太平洋のエリアであるが、五島列島の北西にも狭いながらも使用が許可されている海域がある。

一方、操業禁止区域は、許可省令の別表第四沖合底びき網漁業の項第一号により指定されている。このうち、北方領土周辺の操業禁止区域について、第一号イに次のように記載されている。「北緯四十四度三十三分九秒以北の東経百四十五度三十七分四十五秒の線、次の(1)の点から(22)の点までを順次に直線で結ぶ線及び(22)の点から百六十度の線以東の齒舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島の周辺水域から日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸

三浦・遠藤：大臣許可漁業の操業区域



- ①操業区域
  ②開口板使用許可区域
  ③操業禁止区域
- 日本のEEZ
  許可省令別表第四沖合底びき網漁業の項第一号イの線

第1図 沖合底びき網漁業の操業区域  
(上) EEZを包含する範囲 (下) 日本周辺

に接続する二百海里水域を除いた海域」。この記載の中の境界となる線を、第1図に青色の破線で示した。また、日ソ漁業協定の第一条に規定する海域は北方領土を囲む200海里水域（EEZ）であり、これを歯舞諸島、色丹島、国後島および択捉島の周辺水域から除いた海域は北方領土周辺の領海の範囲となる。従って、第一号イにより指定される海域を、第1図の青色の破線以東の北方領土周辺の領海の範囲とした。なお、領海については、「領海及び接続水域に関する法律施行令」により定められた基線を踏まえて作図した。この操業禁止区域は、今回対象とした漁業種類のうち、東シナ海はえ縄漁業（および東シナ海等かじき等流し網漁業）を除いた全ての漁業に適用される。

別表第四第一号による操業禁止区域全体を図示すると第1図の③のようになる。日本本土や島嶼の海岸線（最大高潮時海岸線、以下も同様）から沖合数海里の範囲に操業禁止区域が設けられている場合が多いが、九州西方や北海道渡島半島の西方、北方領土周辺にはより広い禁止区域が設けられている（第1図の③の範囲）。その他、図示していないが、許可省令の別表第四の第二、四号により、特定の期間における操業が禁止されている区域がある。

**東シナ海はえ縄漁業** 東シナ海はえ縄漁業は、許可省令の別表第一東シナ海はえ縄漁業の項により指定される海域（第2図の①、②、③の範囲）において、総トン数10トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用して行う漁業（かつお・まぐろ漁業および沿岸まぐろはえ縄漁業を除く）である。第2図の①の範囲は「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」第九条2に定める海域（日韓暫定水域）、②の範囲は「漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定」第七条1に定める海域（日中暫定措置水域）、③の範囲は日中両国閣僚協議によって定められた日中中間水域に相当する。なお、図中に赤色の破線で示した東シナ海の北限については、既存資料（片岡、2011等）では「Limits of Oceans and Seas Draft 4th Edition」（IHO, 2002）に従っているため、これに倣った。

**大中型まき網漁業** 大中型まき網漁業は、総トン数40トン（許可省令の別表第二大中型まき網漁業の項により指定される一部の海域においては、総トン数15トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業である。大中型まき網漁業については、許可省令では操業区域が指定されていない

が、許可船名簿に操業区域が記載されている。これによると、操業区域は10の区域に分かれ、日本のEEZおよびその周辺にはインド洋海区を除く9区域が設定されている（第3図の①の範囲）。

操業禁止区域は、許可省令の別表第四大中型まき網漁業の項第一号により、九州から能登半島にかけての本土および島嶼（佐渡島、粟島、飛島も含む）の海岸線から沖合3～8マイルの範囲に設定されているほか、北方領土周辺、北海道の納沙布岬から襟裳岬の間の沿岸部、沖縄県の島嶼周辺に設定されている（第3図の②の範囲）。また、許可省令の別表第四第二～四号により、三陸沿岸部には対象魚種による操業禁止区域が設定されている（第3図の③に3つの禁止区域を包含する範囲を示した）。

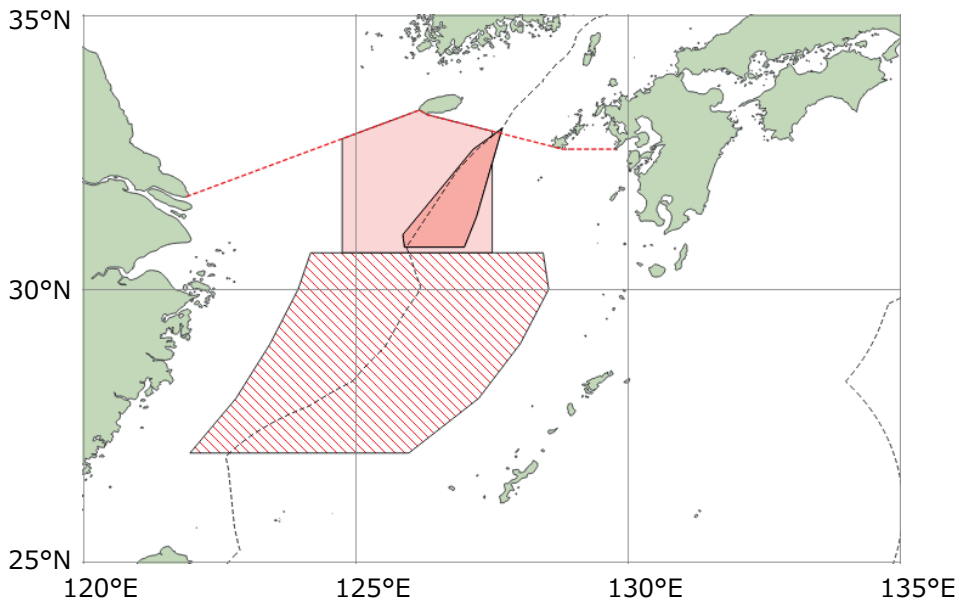
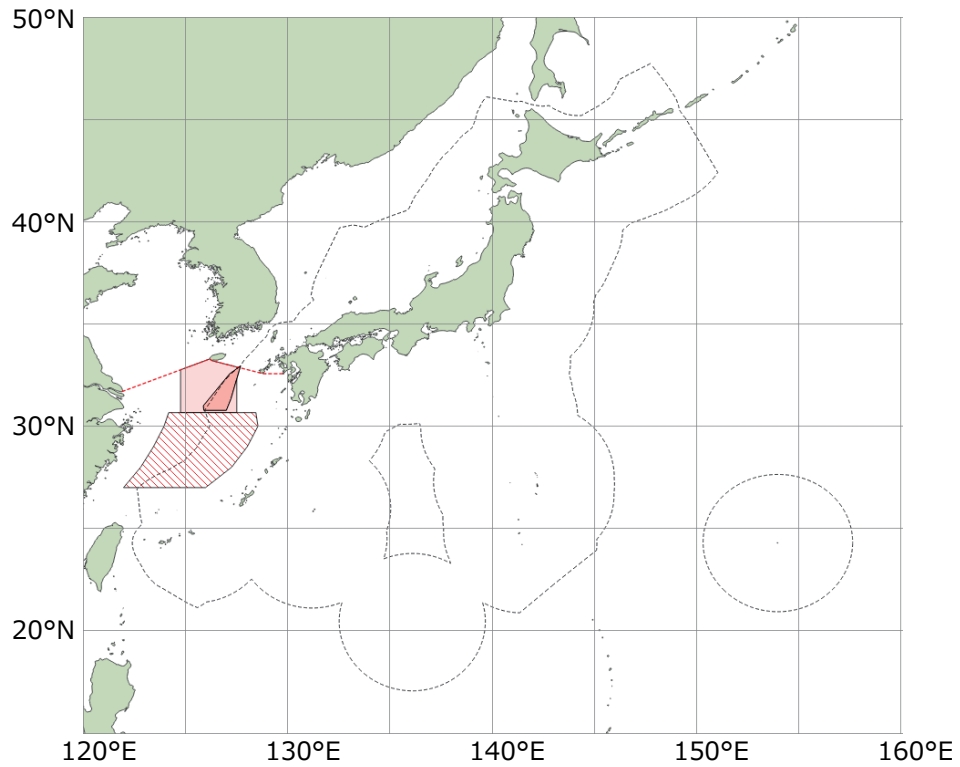
**かじき等流し網漁業（および東シナ海等かじき等流し網漁業）** かじき等流し網漁業は、許可省令の別表第一かじき等流し網漁業の項により指定される海域において、総トン数10トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業である。操業区域は、第4図中に示した青色の破線以東の太平洋のうち、①で示した日本の領海およびEEZ内である。

一方、操業禁止区域については、許可省令の別表第一により操業区域から除外する海域が指定されているほか、同省令の別表第四により北方領土周辺にも操業禁止区域が設定されている（第4図の②の範囲）。

なお、②の海域内（北方領土および南鳥島周辺海域を除く）においても知事許可漁業のかじき等流し網漁業については操業が許可されている。ただし、許可省令別表第十一により、北海道の恵山岬から外房にかけての海岸線から沖合10～35海里に操業できない範囲が設定されているため、第4図の③の海域が操業区域となる。

東シナ海等かじき等流し網漁業は、許可省令の別表第一東シナ海等かじき等流し網漁業の項により指定される海域において総トン数10トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業である。この別表第一では、操業区域を「東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西の日本海及び東シナ海の海域」としているが、許可船名簿ではより細かく指定されている。これによると操業区域は第4図の海域④の範囲となり、日本のEEZの範囲内に

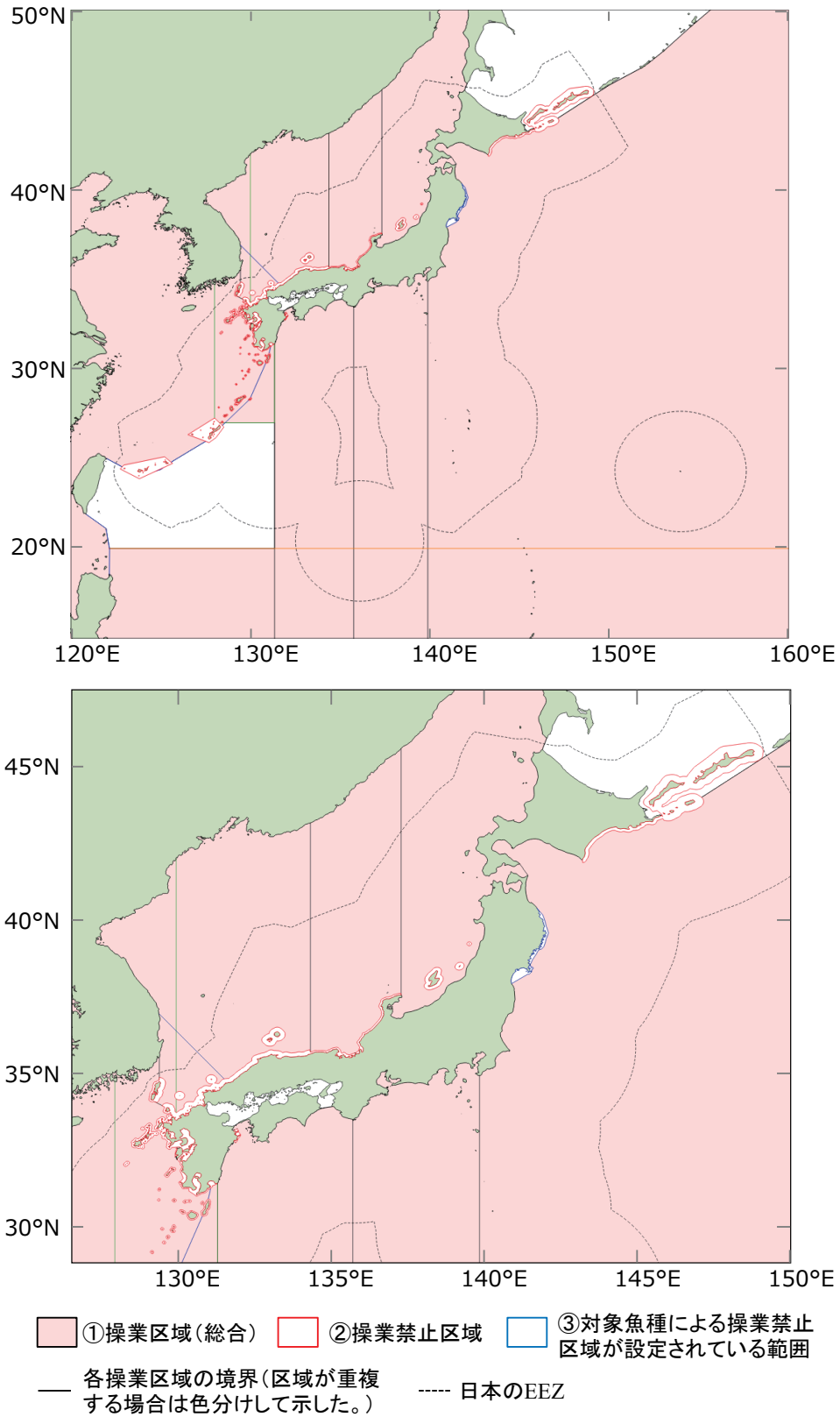
三浦・遠藤：大臣許可漁業の操業区域



①日韓暫定水域
  ②日中暫定措置水域
  ③日中中間水域  
 - - - - 日本のEEZ      - - - - 東シナ海北限

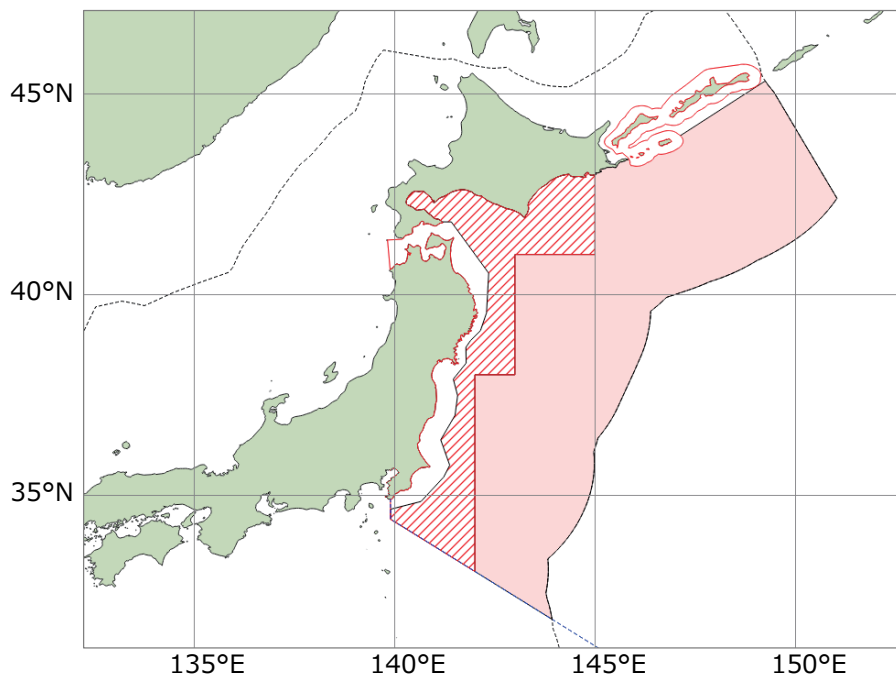
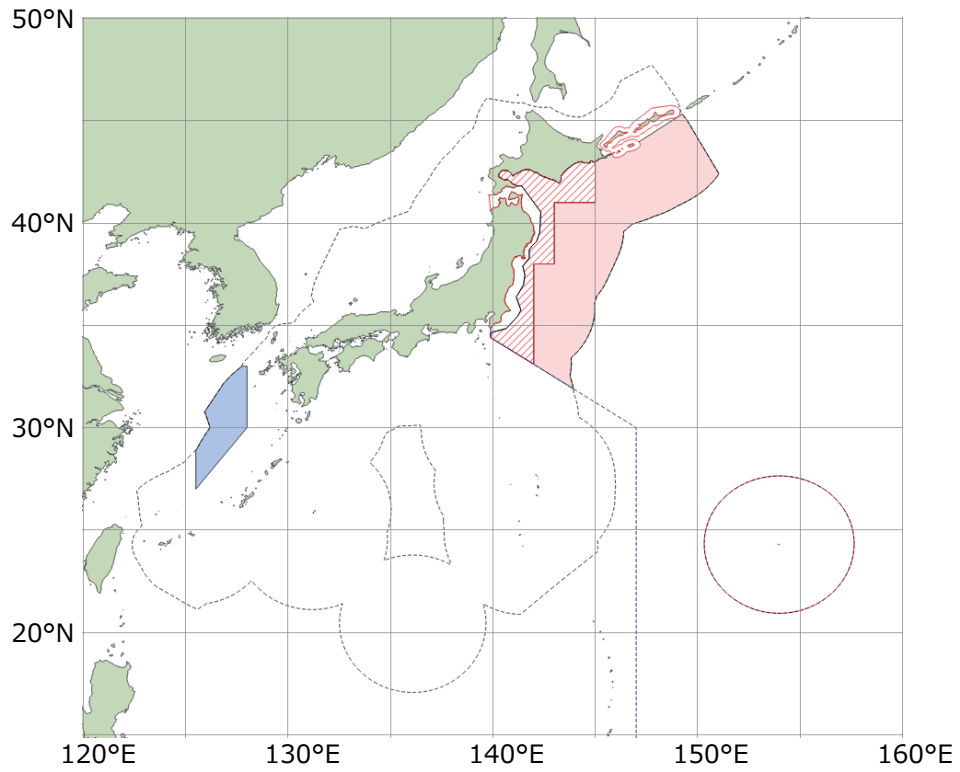
第2図 東シナ海はえ縄漁業の操業区域  
 (上) EEZを包含する範囲 (下) 日本周辺

三浦・遠藤：大臣許可漁業の操業区域



第3図 大中小型まき網漁業の操業区域  
(上) EEZを包含する範囲 (下) 日本周辺

三浦・遠藤：大臣許可漁業の操業区域



- ①かじき等流し網漁業の操業区域
  ②かじき等流し網漁業の操業禁止区域
- ③知事許可によるかじき等流し網漁業の操業区域
  太平洋の操業区域の境界
- ④東シナ海等かじき等流し網漁業の操業区域
  日本のEEZ

第4図 かじき等流し網漁業および東シナ海等かじき等流し網漁業の操業区域  
 (上) EEZを包含する範囲 (下) 日本周辺

限られる。

**かつお・まぐろ漁業** かつお・まぐろ漁業は、総トン数10トン（許可省令の別表第二かつお・まぐろ漁業の項により指定される一部の海域においては、総トン数20トン）以上の動力漁船により、浮きはえ縄または釣りによってかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業である。操業区域については許可省令では指定されていないが、許可船名簿に全海域、近海、小型の三つに大別される操業区域が記載されている。このうち、全海域は世界の全海洋にわたり、比較的日本の周辺に範囲が限定されているのは、近海と小型の2区域である（それぞれ、第5図の①、②の範囲）。

操業禁止区域は、許可省令の別表第四かつお・まぐろ漁業の項により北方領土周辺に設定されている（第5図の④の範囲）ほか、操業区域（小型）については、日本のEEZ、領海および内水、ならびにEEZによって囲まれた海域からなる海域（南鳥島に係るEEZおよび領海を除く）が操業区域から外されている。

**北太平洋さんま漁業** 北太平洋さんま漁業は、許可省令の別表第一北太平洋さんま漁業の項により指定される海域において総トン数10トン以上の動力漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業である。操業区域は、北緯34° 54' 6" 以北、東経139° 53' 18" 以東の太平洋の海域である（第6図の①の範囲）。操業禁止区域は、許可省令の別表第四北太平洋さんま漁業の項により北方領土周辺海域に設定されている（第6図の②の範囲）。

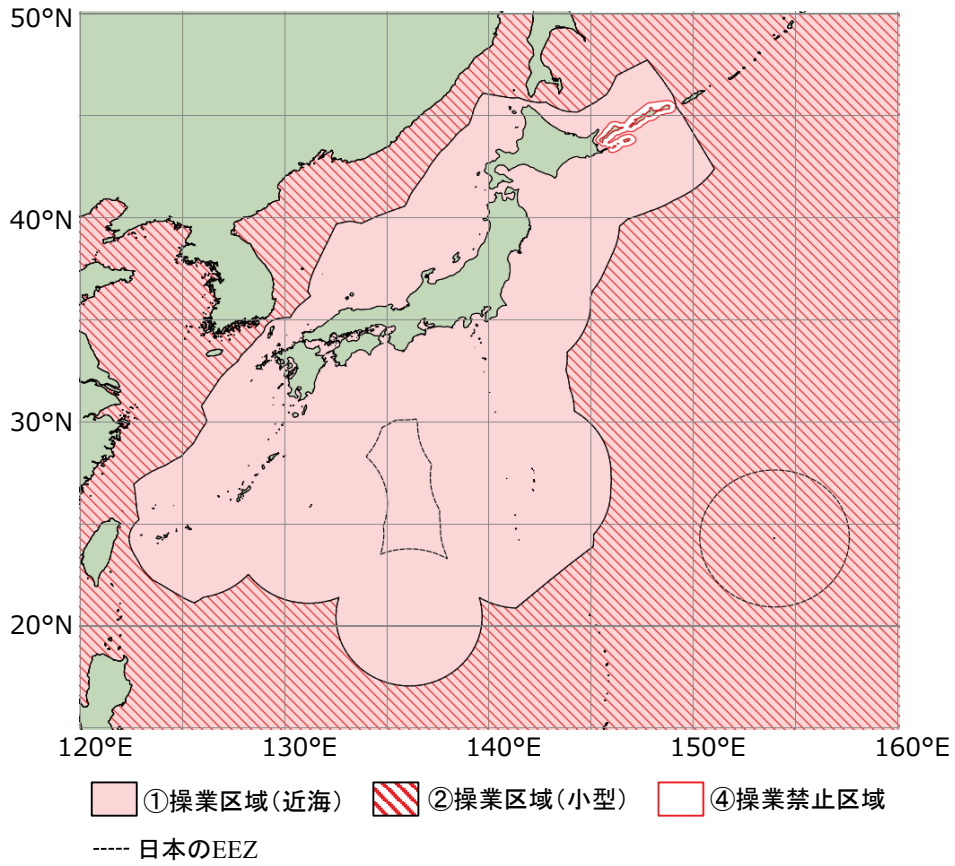
**ずわいがに漁業** ずわいがに漁業は、許可省令の別表第一ずわいがに漁業の項により指定される海域において総トン数10トン以上の動力漁船によりずわいがにをとることを目的とする漁業である。許可省令の別表第一で指定される操業区域は、第7図の①の範囲であり、5つの区域に分けられ、それぞれ操業期間が設定されている。一方、許可船

名簿に記載されている操業区域はより限られ、第7図の②の範囲となる。現在はこの操業区域に含まれる海域でかご漁業が行われている。許可船名簿の操業区域は、新潟県と富山県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西の日本海の海域（A海域と呼称される）、秋田県男鹿半島西方の水深300mから水深500mの海域、新潟県の沖合海域の3区域に分けられる。なお、新潟県の沖合海域うち、A海域に接する区域は、「最大高潮時海岸線上新潟富山両県界正北の線以東、新潟県糸魚川市姫川河口中心点から正北の線以西の海域のうち水深200mから600mの海域」とされており、どこまで沖合を含むのか定かではなく、ここでは、能登半島突端と同等の沖合までの範囲において該当する水深範囲を示した。

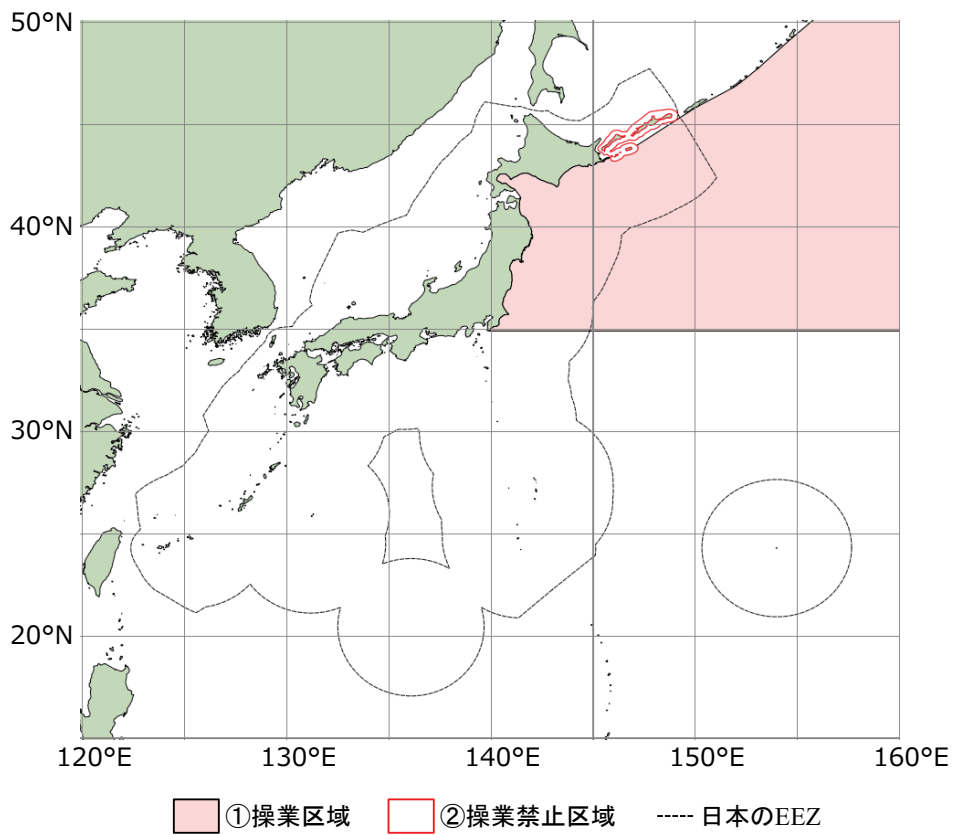
操業禁止区域は、許可省令の別表第四ずわいがに漁業の項により北方領土周辺のほか、日本海中央部の北緯38° 50' 10" 以北、東経132° 59' 50" 以東、北緯40° 10' 9" 以南および東経135° 59' 49" 以西の範囲の海域に設定されている（第7図の③の範囲）。

**いか釣り漁業** いか釣り漁業は、総トン数30トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業である。許可省令では、特に操業区域が設定されておらず、別表第四いか釣り漁業の項第一号により禁止区域が指定されている（第8図の①の範囲）。禁止区域は、九州北部から北海道南部の地域および島嶼の海岸線から沖合3～30海里の範囲のほか、北海道宗谷岬、礼文島、利尻島を含む範囲、宗谷岬から知床半島に到る海岸線から沖合1～10海里程度の範囲および北方領土を包含する範囲に設定されている。また、許可省令の別表第四第二、三号により、佐渡島北部の海岸線から沖合6海里および北海道の襟裳岬周辺から広尾、幌泉両郡界に到る海岸線から沖合15～30海里の範囲には、操業禁止期間が設定されている（第8図の②の範囲）。

三浦・遠藤：大臣許可漁業の操業区域

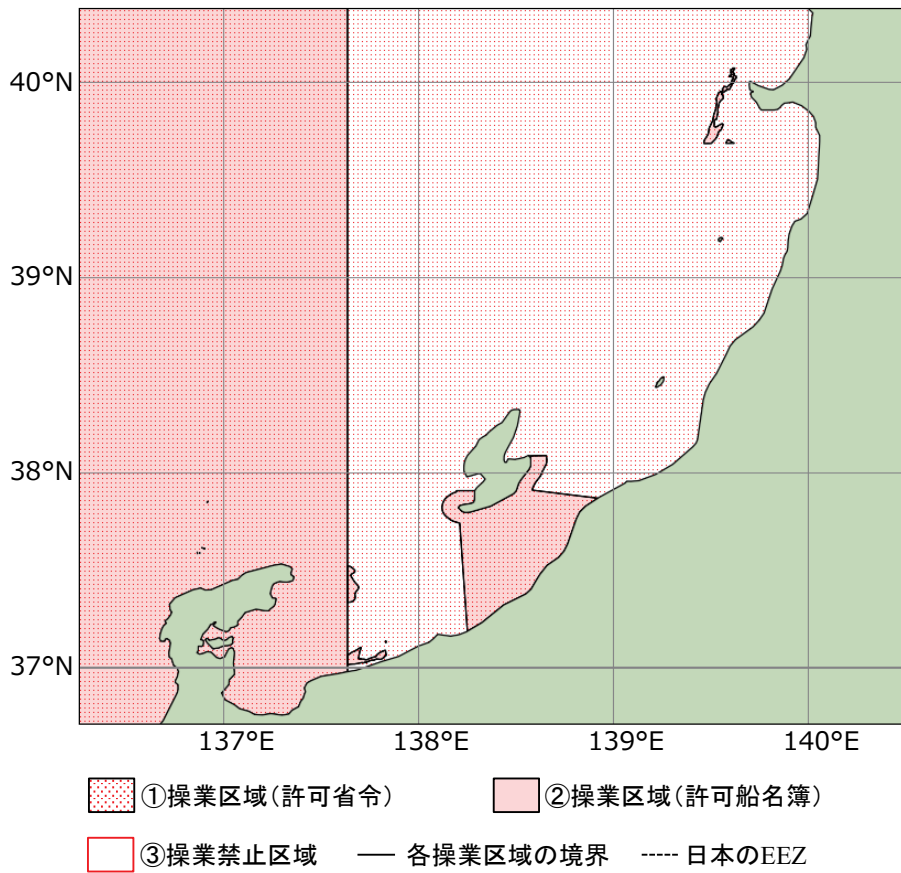
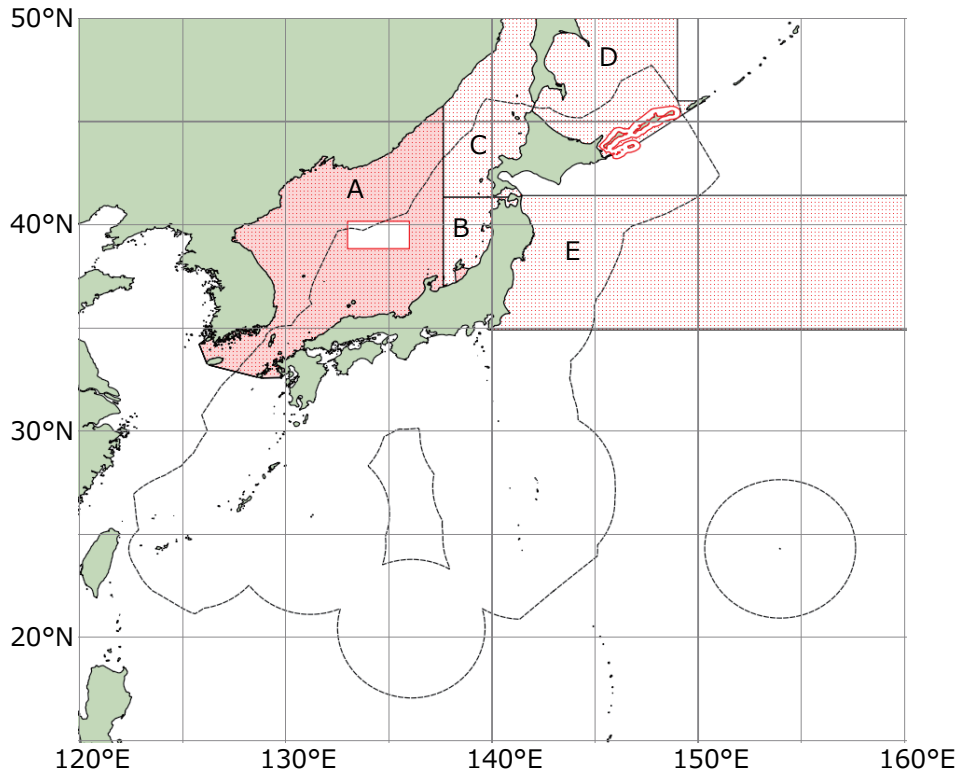


第5図 かつお・まぐろ漁業の操業区域 (近海および小型)



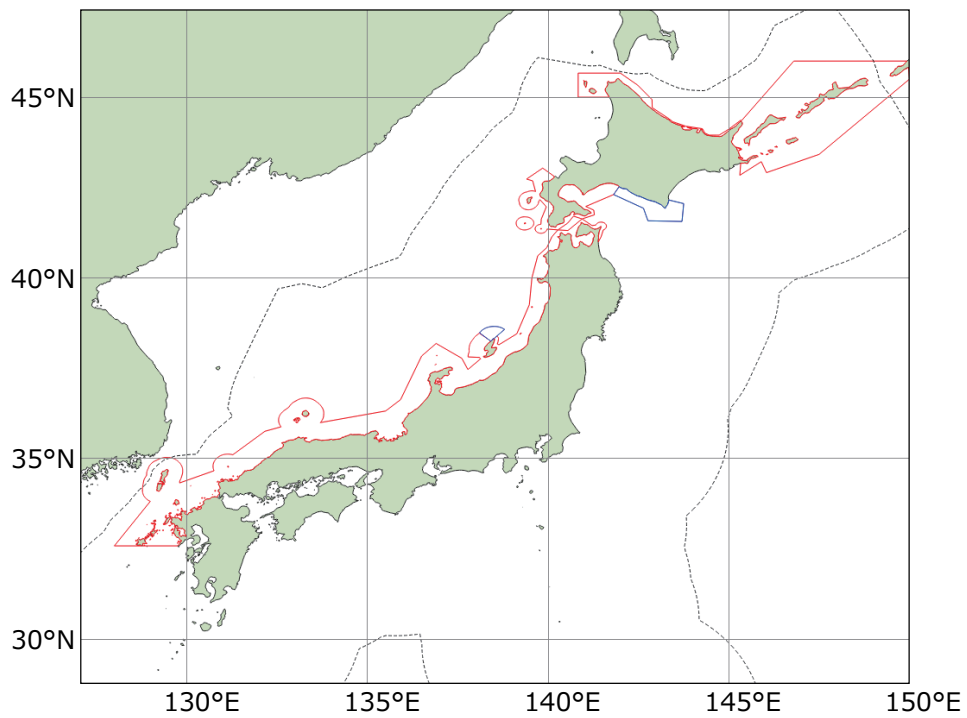
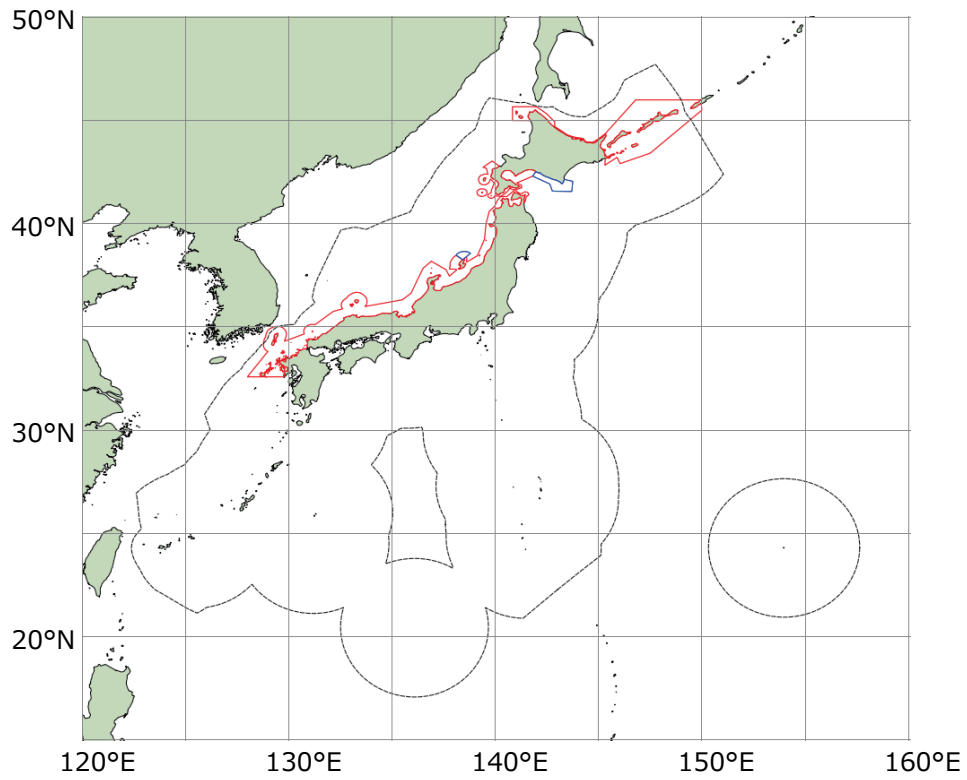
第6図 北太平洋さんま漁業の操業区域

三浦・遠藤：大臣許可漁業の操業区域



第7図 ずわいがに漁業の操業区域  
(上) EEZを包含する範囲 (下) 秋田～新潟周辺

三浦・遠藤：大臣許可漁業の操業区域



①操業禁止区域
  ②操業禁止期間が設定されている区域
  日本のEEZ

第8図 いか釣り漁業の操業禁止区域  
 (上) EEZを包含する範囲 (下) 日本周辺

## 補 記

以上のように、大臣許可漁業のうち主に日本のEEZ内とその周辺において操業され、比較的経営体数の多い8漁業種類について、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」および水産庁のウェブページ「大臣許可漁業の許可に関する情報の公開について」において公開されている許可船名簿の記載に基づいて、各漁業の操業区域と操業禁止区域を作図した。ただし、操業区域・期間等については、水産庁の告示や地域協定等により制限されている場合があるので留意する必要がある。また、操業区域の中でも利用頻度が高い海域は限られるものと推察され、漁業種類毎に利用頻度の多寡の情報を含む操業区域図が作成できれば、洋上風力発電による海域利用を検討するうえでより有益な資料となろう。そのため、自動船舶識別装置(AIS)等による漁船の位置情報等の漁業活動のデータの整理がなされることが望まれる。

## 謝 辞

本資料の操業区域図の作成については、株式会社アルファ水工コンサルタツツの理堀隆人氏、飛田弘幸氏をはじめとする方々にご協力を頂いた。また、本資料のとりまとめに関しては、公益財団法人海洋生物環境研究所の役職員の方々に多くの有益な情報をご提供頂くとともに、同研究所顧問の古谷研博士、水鳥雅文博士に貴重なご指導を

賜った。ここに記して感謝の意を表します。

## 参考資料

- Flanders Marine Institute (2025). EEZ\_Land\_v3\_202030. <https://www.arcgis.com/home/item.html?id=feb9062fff144e9d80ee9febfc8ce9f>. (2025年11月4日).
- International Hydrographic Organization (1953). Limits of Oceans and Seas 3rd Edition. [https://iho.int/uploads/user/pubs/standards/s-23/S-23\\_Ed3\\_1953\\_EN.pdf](https://iho.int/uploads/user/pubs/standards/s-23/S-23_Ed3_1953_EN.pdf). (2025年11月4日).
- International Hydrographic Organization (2002). Limits of Oceans and Seas Draft 4th Edition. [https://legacy.iho.int/mtg\\_docs/com\\_wg/S-23WG/S-23WG\\_Misc/Draft\\_2002/Draft\\_2002.htm](https://legacy.iho.int/mtg_docs/com_wg/S-23WG/S-23WG_Misc/Draft_2002/Draft_2002.htm). (2025年11月4日).
- 片岡千賀之 (2011). 日中韓3カ国の新漁業秩序と漁業調整. 日本水産学会誌, **77**, 699-701.
- Natural Earth (2025). 1:10m Physical Vectors. <https://www.naturalearthdata.com/downloads/10m-physical-vectors/>. (2025年11月4日).
- 日本水路協会 (2025). 海底地形デジタルデータ M7000シリーズ. <https://jha.or.jp/jp/shop/products/btdd/index.html>. (2025年11月4日).
- 水産庁 (2025). 大臣許可漁業の許可に関する情報の公開について. <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/sitei/>. (2025年11月4日).